

鎌ヶ谷市中小企業資金融資利子補給金の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等の支援のため、鎌ヶ谷市中小企業資金融資制度の利子補給率を令和3年度末まで1.5%加算し、実質無利子化といたします。

■対象者

鎌ヶ谷市中小企業資金融資制度を利用している市内事業者

※既存の利用者も対象になります。

※市制度融資間での借り換えは認めません。

■対象期間

鎌ヶ谷市中小企業資金融資制度を利用して、下記期間に支払った利子分について、翌年度7月に補給いたします。

(1) 平成31年4月1日～令和2年3月31日⇒令和2年7月利子補給

(2) 令和2年4月1日～令和3年3月31日⇒令和3年7月利子補給

(3) 令和3年4月1日～令和4年3月31日⇒令和4年7月利子補給

※利子補給率が融資利率を上回る場合は、融資利率が利子補給率となります。

※貸付当初の期間のみの補給となります。(条件変更等で貸付期間を延長した期間は加算処置対象外)

■利子の補給の計算

例.事業振興資金(運転)を令和2年7月に融資期間5年で利用した場合

融資利率 3年越え5年以内 2.4%/年

既存利子補給率 1.5%

○令和2年7月～令和4年3月31日まで

既存利子補給率1.5%に加算処置1.5%を加え、利子補給率2.4%(3.0%)
⇒実質無利子化

○令和4年4月～令和7年7月(完済)まで

既存利子補給率1.5%のまま

問い合わせ

鎌ヶ谷市商工振興課

電話：047-445-1240